

第90回厚生科学審議会感染症部会

2024(令和6)年10月9日

参考資料2-4

第86回厚生科学審議会感染症部会

2024(令和6)年7月8日

資料1

急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランスに係る具体的な方針について

本日の検討事項について

1. 急性呼吸器感染症(ARI)を五類感染症に位置付けることについて
2. 特定感染症予防指針に含める急性呼吸器感染症(ARI)の範囲について
3. 急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスについて

1-1 急性呼吸器感染症(ARI)の発生動向の把握の現状等

■ 感染症法に基づく発生動向調査として、定点又は全数報告により、個別の疾患を把握

- インフルエンザ、COVID-19は、全国約5,000か所の「インフルエンザ／COVID-19定点」にて把握
- RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、ヘルパンギーナ、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎は、全国約3,000か所の「小児科定点」にて把握
- マイコプラズマ肺炎、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）は、全国約500か所の「基幹定点」にて把握
- レジオネラ症、百日咳、オウム病は全数把握
- 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症は、全国約700か所の「疑似症定点」にて把握

■ 現状の把握方法でARIの動向を把握する上での課題

- 疾患により指定されている定点が異なり、分母となる症候群である「急性呼吸器感染症」の発生数が不明であるため、各々の疾患の発生割合が分からない。
- 病原体サーベイランスの方法が統一されておらず、包括的に検体収集、ゲノム解析を行う体制となっていない。
- パンデミック時に迅速・柔軟に有事体制・平時体制に移行、活用が可能なサーベイランス体制になっていない。
- 海外からの入国者のARIの動向、病原体の分子疫学的動向との比較が困難。

■ 国際的な動向

- **WHO**：「症候群ベースの定点サーベイランス」として、インフルエンザ様疾患(Influenza Like Illness: ILI)・急性呼吸器感染症(ARI)・重症急性呼吸器感染症(Severe ARI : SARI)サーベイランスの実施を推奨。
- **米国CDC**：ILIの発生動向を把握するとともに、全米20カ所以上の救急部門を受診したARI患者において呼吸器ウイルスの陽性割合を監視。全米約600のラボから報告される呼吸器ウイルスの陽性割合を監視。

▶ 新たな急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスは、上記のような課題や国際的な動向を踏まえた検討が必要。

1-2 急性呼吸器感染症(ARI)の感染症法上の位置づけ (案)

感染症法の対象となる感染症の分類と考え方

現在、急性呼吸器感染症(ARI)は、感染症法上、位置づけされていない。

分類	規定されている感染症	分類の考え方
一類感染症	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症
二類感染症	結核、SARS、MERS、 鳥インフルエンザ (H5N1、H7N9) 等	感染力及び罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症
三類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こし得る感染症
四類感染症	狂犬病、マラリア、デング熱 等	動物、飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症
五類感染症	新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)、インフルエンザ、性器クラミジア感染症 等	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの ・かつて世界的規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの
指定感染症	— (※政令で指定)	既知の感染症のうち1～3類に分類されていない感染症について、1～3類感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの
新感染症	—	人から人に伝染する未知の感染症であって、罹患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

検討事項

急性呼吸器感染症(※)を五類感染症に追加してはどうか。(感染症法施行規則第1条)

※ 既に五類感染症として位置づけられている急性呼吸器感染症(※※)については、重複となるため除く。

※※ 既に五類感染症として位置づけられている呼吸器感染症

インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎(オウム病を除く)、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))、百日咳、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ肺炎

2-1 特定感染症予防指針に含める急性呼吸器感染症(ARI)の範囲 (案)

特定感染症予防指針の作成の目的

感染症の特徴に基づき、当該感染症の発生の予防及びまん延の防止、良質かつ適切な医療の提供、正しい知識の普及等の観点から新たな取組の方向性を示すこと

前回の感染症部会での決定事項及び御意見

- 現在の「インフルエンザに関する特定感染症予防指針」を廃止し、COVID-19やその他の呼吸器感染症を含めた包括的な「急性呼吸器感染症に関する特定感染症予防指針」を策定することについて了承得られた。
- 1, 2. 上気道あるいは下気道を呈し、国内で発生が見られる疾患のほか、SARS、MERS、指定感染症や新感染症等が発生した場合を想定し、特定感染症予防指針の範囲に含めてはどうか。

感染症法上想定されうる急性呼吸器症状を呈する感染症

1. 主に上気道炎を呈し、国内で発生がみられる疾患

インフルエンザ	五類	定点
COVID-19	五類	定点
RSウイルス感染症	五類	定点
咽頭結膜熱	五類	定点
ヘルパンギーナ	五類	定点
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	五類	定点
百日咳	五類	全数

2. 主に下気道炎を呈し、国内で発生がみられる疾患

クラミジア肺炎	五類	基幹定点
マイコプラズマ肺炎	五類	基幹定点
レジオネラ症	四類	全数
オウム病	四類	全数

3. 国内での発生が稀な疾患

ペスト	一類	全数
<u>重症急性呼吸器症候群 (SARS)</u>	二類	全数
<u>中東呼吸器症候群 (MERS)</u>	二類	全数
ジフテリア	二類	全数
<u>鳥インフルエンザ (H5N1, H7N9, その他)</u>	二類	全数
その他人獣共通感染症 (類鼻疽、鼻疽、Q熱、ブルセラ症、ハンタウイルス肺症候群等)	四類	全数

4. 他の候補となる疾患

- 他の臨床症状が主体であるもの (風しん、麻しん、伝染性紅斑、流行性耳下腺炎、手足口病、侵襲性肺炎球菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、性器クラミジア、淋菌)
※肺炎球菌感染症については、侵襲性肺炎球菌感染症のみが届出疾患となっている。
- 慢性呼吸器感染症 (結核、コクシジオイデス症)
- 疾患概念の一部に含まれるもの (後天性免疫不全症候群)

5. 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

6. 新たに五類感染症に位置づける「急性呼吸器感染症」*

*既に感染症法上位置付けられている急性呼吸器症状を呈する感染症を除く「急性呼吸器感染症」

2-1 特定感染症予防指針に含める急性呼吸器感染症(ARI)の範囲 (案)

範囲の考え方

対象範囲	疾患の種類	考え方
1, 2. 上気道炎及び下気道炎を呈し、国内で発生がみられる疾患	インフルエンザ、COVID-19、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、ヘルパンギーナ、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、百日咳、クラミジア肺炎、マイコプラズマ肺炎、レジオネラ症、オウム病	• 国内での発生が見られている疾患であり、総合的に予防のための施策を推進するため策定することが重要であることから 範囲とする 。
3. 国内での発生が稀な疾患	ペスト、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、ジフテリア、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9、その他)、その他人獣共通感染症(類鼻疽、鼻疽、Q熱、ブルセラ症、ハンタウイルス肺症候群等)	• 発生が稀であるが、発生時は、当該感染症の感染拡大を防ぐなど公衆衛生対策を講じる必要があることから 範囲に含まない 。
4. 他の候補となる疾患	他の臨床症状が主体であるもの、慢性呼吸器感染症、疾患概念の一部に含まれるもの	• 他の候補となる疾患は、必ずしも、急性呼吸器感染症を強く疑う症状が発生しない可能性があることから 範囲に含まない 。
5. 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	同左	• 今後、どのような疾患が発生するかわからないことや、発生時は、当該感染症の感染拡大を防ぐなど公衆衛生対策を講じる必要があることから 範囲に含まない 。
6. 新たに五類感染症に位置づける「急性呼吸器感染症」*	同左	• 1, 2. と一体的に、総合的に施策を推進するため策定することが重要であることから 範囲とする 。

* 既に感染症法上位置付けられている急性呼吸器症状を呈する感染症を除く「急性呼吸器感染症」

検討事項

特定感染症予防指針に含める急性呼吸器感染症(ARI)の範囲は、1, 2. 上気道あるいは下気道を呈し、国内で既に発生が見られる疾患 及び 6. 新たに五類感染症に位置づける「急性呼吸器感染症」としてはどうか。

3-1 急性呼吸器感染症(ARI)の発生動向の把握の目的

前回の感染症部会での決定事項

COVID-19を含む急性呼吸器感染症（ARI）サーベイランス体制を整備することについて了承得られた。

急性呼吸器感染症（ARI）とは

急性呼吸器感染症は、急性の上気道炎（鼻炎、副鼻腔炎、中耳炎、咽頭炎、喉頭炎）あるいは下気道炎（気管支炎、細気管支炎、肺炎）を指す病原体による症候群の総称。

急性呼吸器感染症（ARI）の発生動向の把握の目的

- 急性呼吸器感染症(ARI)の定義に合致する症例(症候群)より収集された検体から、各感染症の病原体等の発生数を集計し、国内の急性呼吸器感染症(ARI)発生の傾向(トレンド)や程度(レベル)を把握すること。
- インフルエンザ、COVID-19、RSウイルス感染症等の感染症のほか、その他感染症を含む感染症について、流行中の呼吸器感染症を把握するとともに、検出された病原体分離株の解析を行うことで平時より呼吸器感染症の包括的なリスク評価を実施すること。
- 将来、新型インフルエンザ等感染症等が発生した場合にも、平時から継続的に動向を把握することが可能になるとともに、平時のサーベイランス体制への移行がスムーズとなることが期待される。

把握体制（案）

急性呼吸器感染症 (ARI)	軽症例	疾患特異的	<ul style="list-style-type: none"> 発生動向調査（ARI定点を除く定点把握、全数把握） ゲノムサーベイランス（ARI病原体定点を用いて把握）
		症候群	<ul style="list-style-type: none"> 発生動向調査（ARI定点/病原体サーベイランス） 入国時感染症ゲノムサーベイランス
	重症例 (SARI)	疾患特異的	<ul style="list-style-type: none"> 発生動向調査（インフル、COVID-19等基幹定点）
		症候群	<ul style="list-style-type: none"> 重症呼吸器感染症（SARI）サーベイランス 発生動向調査（疑似症サーベイランス）

3-2 急性呼吸器感染症(ARI)定点／病原体定点における対象疾患の範囲（案）

感染症法上想定されうる急性呼吸器症状を呈する感染症

1. 主に上気道炎を呈し、国内で発生がみられる疾患

インフルエンザ	五類	定点
COVID-19	五類	定点
RSウイルス感染症	五類	定点
咽頭結膜熱	五類	定点
ヘルパンギーナ	五類	定点
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	五類	定点
百日咳	五類	全数

2. 主に下気道炎を呈し、国内で発生がみられる疾患

クラミジア肺炎	五類	基幹定点
マイコプラズマ肺炎	五類	基幹定点
レジオネラ症	四類	全数
オウム病	四類	全数

3. 国内での発生が稀な疾患

ペスト	一類	全数
重症急性呼吸器症候群（SARS）	二類	全数
中東呼吸器症候群（MERS）	二類	全数
ジフテリア	二類	全数
鳥インフルエンザ （H5N1、H7N9、その他）	二類	全数
その他人獣共通感染症（類鼻疽、鼻疽、 Q熱、ブルセラ症、ハンタウイルス肺症 候群等）	四類	全数

4. 他の候補となる疾患

- ・他の臨床症状が主体であるもの（風しん、麻しん、伝染性紅斑、流行性耳下腺炎、手足口病、侵襲性肺炎球菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、性器クラミジア、淋菌）
- ※肺炎球菌感染症については、侵襲性肺炎球菌感染症のみが届出疾患となっている。
- ・慢性呼吸器感染症（結核、コクシジオイデス症）
- ・疾患概念の一部に含まれるもの（後天性免疫不全症候群）

5. 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

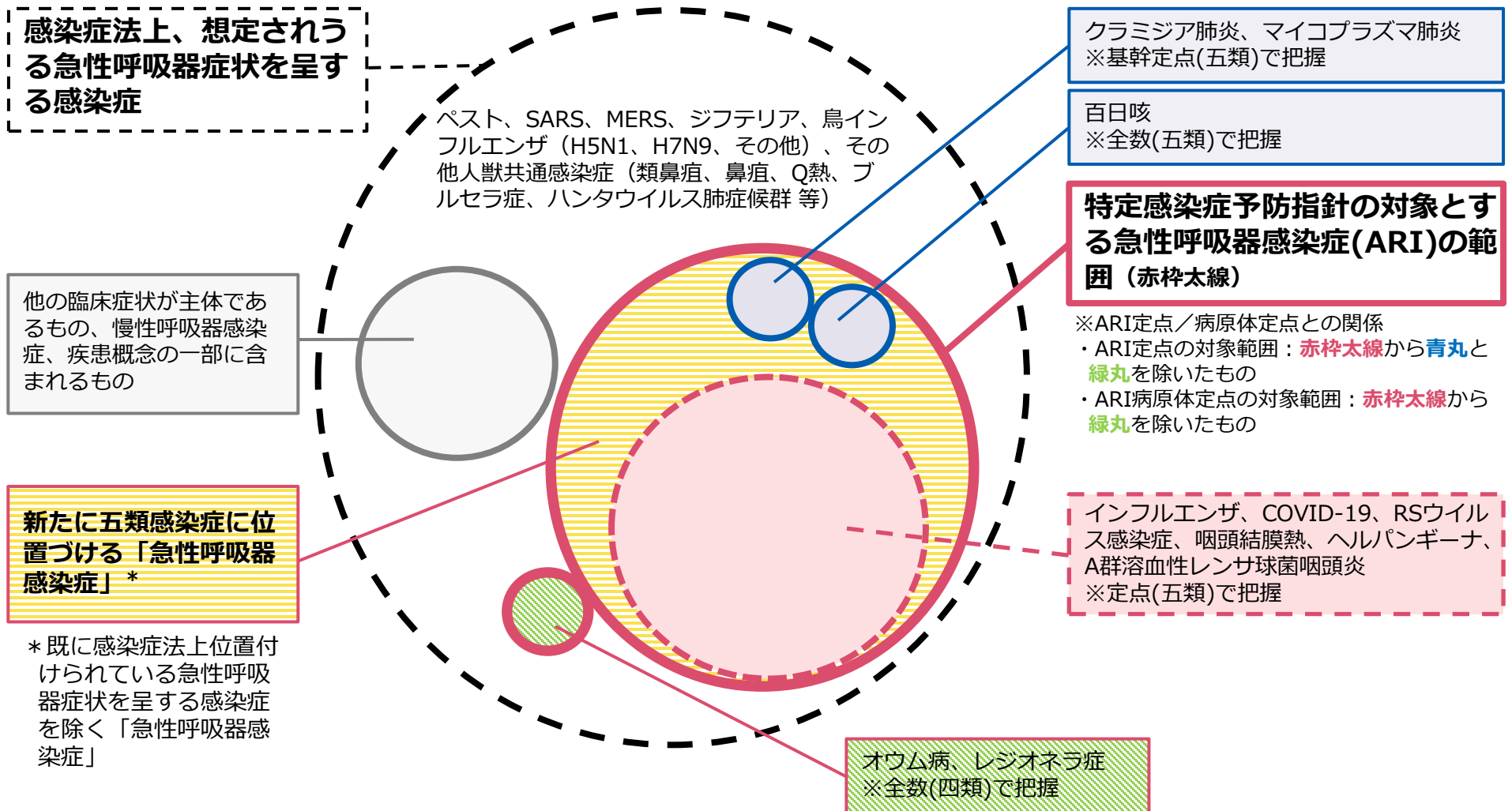
6. 新たに五類感染症に位置づける「急性呼吸器感染症」*

*既に感染症法上位置付けられている急性呼吸器症状を呈する感染症を除く「急性呼吸器感染症」

検討事項

- ・急性呼吸器感染症(ARI)定点における対象疾患の範囲
特定感染症予防指針の範囲のうち、定点把握している五類感染症及び新たに五類感染症に位置づける「急性呼吸器感染症」を範囲(赤字のみ)としてはどうか。
- ・急性呼吸器感染症(ARI)病原体定点における対象疾患の範囲
国内における五類感染症の急性呼吸器感染症(ARI)の病原体の動向を把握するため、特定感染症予防指針の範囲のうち、四類感染症を除いたもの(五類感染症に限定する。)を範囲(青枠のうち四類を除いたもの)としてはどうか。

感染症法上の急性呼吸器感染症(ARI)の疾患概念の整理 (案)



急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスの導入により、将来、新型インフルエンザ等感染症等が発生した場合にも、平時から継続的に動向を把握することが可能になるとともに、平時のサーベイランス体制への移行がスムーズとなることが期待される。

3-3 急性呼吸器感染症(ARI)のサーベイランスの症例定義（案）

急性呼吸器感染症(ARI)とは（再掲）

急性呼吸器感染症は、急性の上気道炎（鼻炎、副鼻腔炎、中耳炎、咽頭炎、喉頭炎）あるいは下気道炎（気管支炎、細気管支炎、肺炎）を指す病原体による症候群の総称。

現状

それぞれ感染症ごとに症例定義が定められ、当該症例定義に基づき届出がされている。

考え方

1. 症例定義の「症状」に、「発熱」を含む定義
2. 症例定義の「症状」に、発熱の有無を問わない定義（発熱が必須ではない。）

	メリット	デメリット
発熱の有無を問う場合	<ul style="list-style-type: none"> 「発熱の有無を問わない」定義と比較し、対象症例の判断が容易となる 	<ul style="list-style-type: none"> 発熱を伴わない頻度が比較的高いRSウイルス感染症等の受診時に発熱していない症例や、症状として発熱を呈しない場合もある症例について把握をしにくくなる
発熱の有無を問わない場合	<ul style="list-style-type: none"> 「発熱の有無を問う」定義と比較し、対象症例の範囲が広くなり、受診時に発熱していない症例や、症状として発熱を呈しない場合もある症例についても把握することができる 	<ul style="list-style-type: none"> 対象症例の範囲が広く、指定届出機関における負担が増すことが想定される

検討事項

感染症危機を起こす呼吸器感染症が「発熱しない」頻度が高い場合がありうることや、これまで定点把握しており、発熱を伴わない頻度が比較的高いRSウイルス感染症等も幅広く含めることができるよう、「発熱の有無を問わない」定義としてはどうか。

本日の検討事項について

1. 急性呼吸器感染症(ARI)を五類感染症に位置付けることについて

検討事項

急性呼吸器感染症を五類感染症に追加してはどうか。

2. 特定感染症予防指針に含める急性呼吸器感染症(ARI)の範囲について

検討事項

上気道あるいは下気道炎を呈し、国内で発生が見られる疾患 及び 新たに五類感染症に位置づける「急性呼吸器感染症」を範囲としてはどうか。

3. 急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスについて

検討事項

急性呼吸器感染症(ARI)定点における対象疾患の範囲

特定感染症予防指針の範囲のうち、定点把握している五類感染症 及び 新たに五類感染症に位置づける「急性呼吸器感染症」を範囲としてはどうか。

検討事項

急性呼吸器感染症(ARI)病原体定点における対象疾患の範囲

五類感染症の急性呼吸器感染症(ARI)の病原体の動向を把握するため、特定感染症予防指針の範囲のうち、四類感染症を除いたもの(五類感染症に限定する。)を範囲としてはどうか。

検討事項

急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスの症例定義

感染症危機を起こす呼吸器感染症が「発熱しない」頻度が高い場合がありうることや、これまで定点把握しており、発熱を伴わない頻度が比較的高いRSウイルス感染症等も幅広く含めることができるよう、「発熱の有無を問わない」定義としてはどうか。

▶ 急性呼吸器感染症(ARI)定点／病原体定点の指定等の調整を行い開始することとしてはどうか。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(イメージ)

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)(抄)

(五類感染症)

第一条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「法」という。)第六条第六項第九号に規定する厚生労働省令で定める感染性の疾病は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 RSウイルス感染症

三 咽頭結膜熱

四 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎

五~六 (略)

七 急性呼吸器感染症(インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、オウム病及びレジオネラ症並びに第二号から第四号まで、第十一号、第十六号、第三十一号、第三十四号及び第三十五号に該当するものを除く。以下同じ。)

八~十 (略)

十一 クラミジア肺炎(オウム病を除く。)

十二~十五 (略)

十六 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。)

十七~三十 (略)

三十一 百日咳

三十二~三十三 (略)

三十四 ヘルパンギーナ

三十五 マイコプラズマ肺炎

三十六~四十一 (略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(イメージ)

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)(抄)

(特定感染症予防指針を作成する感染症)

第二条 法第十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める感染症は、次に掲げるものとする。

- 一 RSウイルス感染症
- 二 咽頭結膜熱
- 三 インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)
- 四 (略)
- 五 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎
- 六 (略)
- 七 オウム病
- 八 急性呼吸器感染症 *1
- 九 クラミジア肺炎(オウム病を除く。)
- 十~十二 (略)
- 十三 新型コロナウイルス感染症 *2
- 十四~二十二 (略)
- 二十三 百日咳
- 二十四・二十五 (略)
- 二十六 ヘルパンギーナ
- 二十七 マイコプラズマ肺炎
- 二十八~三十二 (略)
- 三十三 レジオネラ症

*1 急性呼吸器感染症(インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、オウム病及びレジオネラ症、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、新型コロナウイルス感染症*2、百日咳、ヘルパンギーナ及びマイコプラズマ肺炎を除く。)

*2 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(イメージ)

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)(抄)

(指定提出機関の指定の基準)

第七条の三 法第十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める五類感染症は、RSウイルス感染症、咽頭結膜熱、インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、急性呼吸器感染症、クラミジア肺炎(オウム病を除く。)、新型コロナウイルス感染症、百日咳、ヘルパンギーナ及びマイコプラズマ肺炎とし、同項の規定による五類感染症の患者の検体又は当該感染症の病原体の提出を担当させる指定提出機関の指定は、地域における感染症に係る医療を提供する体制、保健所の設置の状況、人口等の社会的条件、地理的条件等の自然的条件その他の地域の実情を勘案して、原則として診療科名中に内科若しくは小児科を含む病院若しくは診療所又は衛生検査所のうち当該五類感染症に係る指定提出機関として適当と認めるものについて行うものとする。